

広島県告示第九百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年十月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 事業者の 名称 | 主たる事務所 の所在地 | 事業所の 名称 | 事業所の 所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|----------------------|----------------------------|----------------------|----------------|
| 有限会社はつぴー | 三原市久井町江木一 一六四番地一 | 訪問看護ステーションはつぴー | 三原市久井町江木 一一六四番地一 | 平成二一年一 〇月一日 |
| 有限会社介護支援サービスあじさいの家 | 尾道市向島町五七二 三番地六 | 有限会社介護支援サービスあじさいの家 | 尾道市向島町九六 六九番地九 | 平成二一年六 月一日 |
| 有限会社上西 | 尾道市美ノ郷町中野 一〇六八番地一 | デイサービスあけぼの | 尾道市御調町丸河 南一八四番地 | 平成二一年八 月一日 |
| 借業総合ケア株式会社 | 尾道市西則末町一一 番四七号 | 訪問介護事業所ヒューマン | 尾道市西則末町一 一番四八号 | 平成二一年九 月一四日 |
| 借業総合ケア株式会社 | 尾道市西則末町一一 番四七号 | 居宅介護支援事業所ヒューマン | 尾道市美ノ郷町三 成二七九〇番地一 | 平成二一年九 月一四日 |
| 有限会社きさらぎヘルパーステーション | 三次市十日市南八丁 目三番二〇号 | きさらぎ苑みよし デイサービスセン ター | 三次市十日市東五 丁目一四番一号 | 平成二一年八 月一日 |